

送付6-3、9~11、14、15 陳情審査部分抜粋：

令和6年3月11日 環境まちづくり委員会（未定稿）

○林委員長 それでは、委員会を再開いたします。

次に、日程3、陳情審査に入ります。

初めに、新たに送付された陳情、送付6-15、神田警察通りの街路樹を守る会のメンバーに対する仮処分の申し立て件についての陳情です。陳情の継続中の陳情送付6-3、6-9、6-10、6-11、6-14の合計6件です。関連するため、一括で審査することとしてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 なお、前回は申し上げましたが、送付6-14の陳情につきましては、委員のみ陳情者名が分かる文章で配付しております。また、送付6-15の意見書は、意見書、陳情書だよね。

○春山副委員長 陳情書。

○林委員長 陳情書は委員のみ配付……

○春山副委員長 意見書です。

○林委員長 意見書、意見書か、意見書は委員のみ配付しております。委員の皆様には本2点について取扱いに十分ご注意をお願いいたします。

それでは、執行機関から何か情報提供等ありましたら、どうぞ。

○須貝基盤整備計画担当課長 この陳情に関しては特に進捗はございません。

○林委員長 はい。ないということですが、いかがいたしましょうかね、質疑。（「みんな継続」と呼ぶ者あり）

はい。では、全部で6本の陳情に関して継続審査でよろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○林委員長 はい。ありがとうございます。

これで神田警察通りの陳情審査を終了して、次に、外神田——合っていますよね、一丁目南部地区のまちづくりについての陳情審査です。